

その他

提案・意見

いせトピアの公園一部削減について

「市民の声」（4月22日～26日分）

伊勢トピアの駐車場と おおぞら児童園の建築について

建設の理由を以下のようにご回答されていますが、質問です。

〔こども発達支援室（2019年4月回答〈4月22日～26日〉）建設地の選定につきましては、市内の他の既存施設の活用や市有地の活用についての検討を行いました。津波・洪水の被害想定区域内であることや、市街地から遠距離にあるため利便性に欠ける等の理由から、現在の場所を建設予定地として進めております。〕

上記の回答にて

他の候補地が災害の場合の建設に適していない、利便性が悪いとなっておりますが国交省 都市公園法運用指針 第4版の7. 都市公園の保存規定について(法第16条関係)にて

(1)趣旨及び基本的な考え方

法第16条に都市公園の保存規定が設けられ、従来は「都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合」や「廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合」を除き、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならないとされてきたところである。

とあります。

都市公園法では基本的に公園は廃止や一部削減しないとなっております。廃止や削減が認められるのは公益上特別の必要がある場合とあります。公益上特別の理由とは現在の価値と比べて削減した方が公益性が高くなるという解釈かと思えます。

【質問1】

説明会で現在の公園利用者を調べることなく建設を計画し、今回のどなたかへの回答から市街地で近い・候補地が他にないことを挙げられましたが、これでは同法の公園の考え方に反していますがいかがお考えですか。

(参考「公益上特別の必要がある場合」について)

「公益上特別の必要がある場合」とは、その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合のことである。

【質問2】

考え方に反していないとされる場合、どのようにして建設の決議は客観性と透明性を保ち土地収用の手続きと同水準を確保されたのですか。

〔抜粋引用〕

その判断に当たっては客観性を確保しつつ慎重に行う必要がある。例えば土地収用法第4条においては、同法又は他の法律によって、土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供している土地等は、特別の必要がなければ収用し、又は使用することができない旨規定しているが、法第16条で規定する「公益上特別の必要がある場合」においても、少なくとも土地収用法第4条に規定する程度の特別の必要が求められると考えられる。

【質問3】

考え方に反していないとされる場合、都市機構の集約化について公共施設等総合管理計画等の都市や地域のニーズを踏まえて計画的に行うことありますが、地域ニーズの（この場合公園の利用者を含むと考えます）調査なしに建設を決めることができたのは何故ですか。

【質問4】

公園の一部削減反対になぜこども発達支援室の方が回答されていますか？回答いただいた部署や人に関わらず伊勢市としての見解でよろしいのですか。

回答

いせトピア隣接の当該地は都市公園法に該当する公園ではないため、土地の利用が可能と考えております。そのため、おおぞら児童園の建設について議会にて審議いただいた上で、事業を進めておりますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

担当課

こども発達支援室 (2019年6月回答) [6/24~28]

その他

提案・意見

伊勢トピア隣接公園

再三のご質問でたいへん恐縮です。

伊勢トピア隣接の公園は登記上雑種地であり公園ではないので、都市公園の指針に従わず建築ができるとのことですが、遊具があり公園として市民が利用してきた実績があることで公園としての実態を保証する公信力となりませんか。

また、伊勢トピアが立て看板で公園と謳って注意書きをしたりしていることが最もたる理由でもありますが、これは虚偽の内容である屋外広告物違反ですか。

不動産会社が公園を見て公園が近くにあると言った場合は公正取引法違反の優良誤認になりますでしょうか。

陳情致します、何卒伊勢トピア隣接の公園を公園として登記ください。登記上雑種地で建築ができるというのは理解できます。しかしながら現状が公園として使われている（市の御厚意によりそうさせていただいている）物件については公示より公信が勝ると思います。

ドラえもんに出てくる空き地のように恐らく建設会社が土管を一時的に保管しておく場所ならいざ知らず、市が公園として利用を推奨した場所ですので本懐を組むべきではないでしょうか。

竹やぶに屋根のある小屋があり生活している様子があれば宅地として徴税なさると思います。そのシステムで市役所が成り立っているのではないのでしょうか。

まず公園として登記し、そのあと都市公園指針に従って公共性の明らかな差を出すのが順序ではありませんか。もし今回の一件があれば複数の課で誤認を招く表記を意図的に行い宅地分譲を誘致し地価を操作する悪しき前例ができます。

正しい法の運用を求めます。

回答

当該地は、いせトピアの多目的広場として管理しており、南側は、子どもも遊べる広場となっております。あくまで施設の一角に多目的な広場を備えたものであり、公園として登記を行うことは考えておりません。ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

担当課

社会教育課（2019年6月回答）〔6/24～28〕

その他

提案・意見

遊具のある一見すると公園で登記上公園でない雑種地

タイトルのままではございますが、一見すると遊具があり、オープンスペースで公園に見えるが公園以外で登記されている土地を全て教えてください。

回答

お問い合わせいただきました土地につきましては、市として一元的に管理・運営しておらず、それぞれの場所を管轄する部署で管理しているため、恐れ入りますが、必要であれば個別の土地についてご照会いただきましたら、該当部署から可能な範囲でお答えさせていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

担当課

広報広聴課（2019年6月回答）〔6/24～28〕

その他

提案・意見

公園についての予算 インフラ資産カルテ

インフラ資産カルテ 12. 公園にある支出または収入に伊勢トピア隣接の公園は対象に含まれますか。また除外されている場合はなんの予算によって維持管理されていますか。

回答

当該地は、いせトピアの予算によって維持管理しています。

担当課

社会教育課（2019年6月回答） [6/24~28]

その他

提案・意見

嘱託保育士さんの副職について

孫がお世話になってた〇〇保育園の先生が、私も利用してる化粧品のお店で、化粧品の販売をしたりエステも仕事としてやってる方がおりますが、市の嘱託保育士ならエステや化粧品販売は副職にはならないのでしょうか？

噂では、保育園が休みの日にエステの仕事行くのに急いでいて、事故をしたとも聞きましたが…

回答

本件に関しまして事実確認を行った結果、該当者を確認しました。今後さらに詳細について調査を行い、厳正なる処分を検討していきます。

担当課

こども課（2019年6月回答） [6/24～28]